

○学校法人津曲学園寄附行為

昭和26年3月5日

制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人津曲学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を鹿児島市坂之上八丁目34番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、地域と時代の要請に応じる人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 鹿児島国際大学

大学院 経済学研究科 福祉社会学研究科 国際文化研究科

経済学部 経済学科 経営学科

福祉社会学部 社会福祉学科 児童学科

国際文化学部 国際文化学科 音楽学科

(2) 鹿児島高等学校 全日制課程 普通科 情報ビジネス科 英数科

(3) 鹿児島修学館高等学校 全日制課程 普通科

(4) 鹿児島修学館中学校

(5) 鹿児島幼稚園

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行なう。

(1) 物品販売業（教育用品・食料品・その他）

第3章 役員及び理事会

(役員及び役員の報酬)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人

(2) 監事 2人

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 3 理事（理事長を除く。）のうち2人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。
- 4 役員に対して、別に定める学校法人津曲学園役員報酬支給規程及び学校法人津曲学園役員退職慰労金支給規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 5 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

（理事の選任）

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 鹿児島国際大学学長，鹿児島高等学校校長，鹿児島修学館高等学校校長及び鹿児島修学館中学校校長
  - (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者2人
  - (3) この法人の運営に特に功労のある者又は学識経験者のうち前各号における理事の過半数の同意をもって選任した者4人
  - (4) 第1項第1号に掲げる者のうち、いずれかが他の学校長を兼務する場合は、第6条第1項第1号の定めにかかわらず理事の定数を兼務数減ずるものとする。
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、学長、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
  - 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

（監事の選任）

第8条 監事は、この法人の理事、職員(学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

（役員任期）

第9条 役員任期は3年とする。(第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務(理事長

又は常務理事にあつては、その職務を含む。)を行なう。

(役員)の補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員)の解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由により退任する。

- (1) 任期の満了
  - (2) 辞任
  - (3) 死亡
  - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき
- (理事長)の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事)の職務)

第13条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事)の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長)職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事)の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
  - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
  - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
  - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
  - 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に、議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で

理事会を招集することができる。

- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第18条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定められたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第19条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

#### 第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第20条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、25人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
- 13 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(議事録)

第21条 第19条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 収益事業に関する重要事項
- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの  
(評議員会の意見具申等)

第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者9人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから、理事会において選任した者7人
- (3) この法人に関係ある学識経験者又は功労者で、理事会において選任した者9人

2 評議員のうちには、役員のいずれか一人と親族その他特殊の関係のある者の数又は評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

3 第1項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第25条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第26条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

## 第5章 資産及び会計

### (資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

### (資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

### (基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

### (積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

### (経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

### (会計)

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。



2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）

第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上5年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（決算及び実績の報告）

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見をつけ、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第36条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第37条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(資産総額の変更登記)

第38条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

## 第6章 解散及び合併

(解散)

第40条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第41条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により

選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第42条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

#### 第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第43条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

#### 第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第44条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、津曲学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第46条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(責任の免除)

第47条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第48条 理事（理事長，常務理事，業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務

を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金12万円以上であら  
かじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する  
法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務  
執行理事等と締結することができる。

附 則

- 1 この寄附行為の改正は、昭和35年1月20日から施行する。
- 2 第4条に掲げるほか、当分の間、鹿児島商科短期大学を設置する。

附 則

この寄附行為の改正は、昭和42年1月23日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、昭和45年1月21日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、昭和45年3月27日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、昭和57年1月16日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、昭和57年12月14日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、昭和58年12月26日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年5月21日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 平成11年12月22日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 鹿児島短期大学教養学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第2号の規定にかかわらず平成12年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 平成12年9月13日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 鹿児島国際大学社会学部および同学部産業社会学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第1号の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学部および学科に在学する者が、当該学部および学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

平成12年12月21日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

平成13年3月30日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 平成14年3月22日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 鹿児島高等学校商業科は、改正後の寄附行為第4条第1項第3号の規定にかかわらず、平成14年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成14年6月4日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

平成15年11月27日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年4月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成19年4月9日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成22年9月16日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成26年8月29日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成29年5月31日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成29年9月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

令和2年3月16日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和3年6月1日から施行する。

別紙 財産目録 略

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1)鹿児島国際大学</p> <p>    大学院           経済学研究科                       福祉社会学研究科                       国際文化研究科</p> <p>    経済学部        経済学科                       経営学科</p> <p>    福祉社会学部   社会福祉学科                       児童学科</p> <p>    国際文化学部   国際文化学科                       音楽学科</p> <p>    看護学部        看護学科</p> <p>(2)鹿児島高等学校</p> <p>    全日制課程    普通科                       情報ビジネス科                       英数科</p> <p>(3)鹿児島修学館高等学校</p> <p>    全日制課程    普通科</p> <p>(4)鹿児島修学館中学校</p> <p>(5)鹿児島幼稚園</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和 年 月 日)から施行する。</u></p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1)鹿児島国際大学</p> <p>    大学院           経済学研究科                       福祉社会学研究科                       国際文化研究科</p> <p>    経済学部        経済学科                       経営学科</p> <p>    福祉社会学部   社会福祉学科                       児童学科</p> <p>    国際文化学部   国際文化学科                       音楽学科</p> <p>(新設)</p> <p>(2)鹿児島高等学校</p> <p>    全日制課程    普通科                       情報ビジネス科                       英数科</p> <p>(3)鹿児島修学館高等学校</p> <p>    全日制課程    普通科</p> <p>(4)鹿児島修学館中学校</p> <p>(5)鹿児島幼稚園</p>

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類									
区 分	年 度	令和3 年度	開設年度の前年度 令和4 年度	開設年度 令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	完成年度 令和8 年度	合 計	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
設置経費	校 地 (うち造成費)	-	-	-	-	-	-	-	
		<b>事業用定期借地権設定契約公正証書</b> 【賃貸借契約期間】 令和4年2月1日より令和26年3月31日まで							
	施設	<b>定期建物賃貸借契約</b> 【賃貸借契約期間】 令和5年4月1日より令和26年3月31日まで							
		基 準 内	30,800	762,926	42,160	44,500	-	-	880,386
		基 準 外	-	47,606	-	-	-	-	47,606
	設備	図 書	-	15,751	4,313	3,787	-	-	23,851
		教 具 校 具 備 品	-	163,585	83,312	30,458	-	-	277,355
		小 計	0	179,336	87,625	34,245	-	-	301,206
新設校の開設年度の経常経費									
合 計		30,800	989,868	129,785	78,745	-	-	1,229,198	

既設校からの 転共用	施設	基 準 内	223,363 千円
		基 準 外	124,705 千円
	設備	図 書	332,778 千円
		教具・校具・備品	21,078 千円



設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	464,519千円	令和3年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金から令和3年度に30,800千円(新棟新築設計監理料)と令和4年度に4,180千円(既存校舎改修設計監理料)を支出し、その残1,757,491千円のうち、429,539千円を財源に充当
短期有価証券	500,000千円	令和3年度までに学納金等事業活動収入から購入された短期有価証券(譲渡性預金)500,000千円のうち500,000千円を財源に充当
減価償却引当特定資産	264,679千円	令和3年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた減価償却引当特定資産2,058,056千円うち264,679千円(内訳は外国公社債100,000千円、譲渡性預金100,000千円及び大口定期預金64,679千円)を財源に充当
合 計	1,229,198千円	

財 産 目 録 総 括 表				
科 目	年 度	令和元年度末 (開設年度から3年前の年度)	令和2年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 ( 令和4年3月31日)
一 基本財産		14,291,431 千円	13,974,379 千円	13,871,539 千円
二 運用財産		5,687,602 千円	5,949,748 千円	6,591,719 千円
三 収益事業用財産		44,446 千円	41,191 千円	39,077 千円
四 負債額		2,768,360 千円	2,503,474 千円	2,749,684 千円
1 固定負債		1,891,125 千円	1,805,842 千円	1,820,713 千円
2 流動負債		877,235 千円	697,632 千円	928,971 千円
五 収益事業用負債		40,028 千円	38,490 千円	38,006 千円
六 基本財産+運用財産		19,979,033 千円	19,924,127 千円	20,463,258 千円
七 純資産(六一四)		17,210,673 千円	17,420,653 千円	17,713,574 千円

# 貸借対照表

令和 4年 3月31日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	( 17,863,915,479 )	( 17,883,470,057 )	( △ 19,554,578 )
有形固定資産	< 14,317,680,974 >	< 14,433,715,152 >	< △ 116,034,178 >
特定資産	< 3,225,348,000 >	< 3,259,009,000 >	< △ 33,661,000 >
その他の固定資産	< 320,886,505 >	< 190,745,905 >	< 130,140,600 >
流動資産	( 2,599,342,720 )	( 2,040,657,413 )	( 558,685,307 )
資産の部合計	20,463,258,199	19,924,127,470	539,130,729
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	( 1,820,712,628 )	( 1,805,842,094 )	( 14,870,534 )
流動負債	( 928,971,102 )	( 697,631,771 )	( 231,339,331 )
負債の部合計	2,749,683,730	2,503,473,865	246,209,865
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	( 24,225,031,299 )	( 24,029,944,337 )	( 195,086,962 )
第1号基本金	23,861,031,299	23,665,944,337	195,086,962
第4号基本金	364,000,000	364,000,000	0
繰越収支差額	( △ 6,511,456,830 )	( △ 6,609,290,732 )	( 97,833,902 )
純資産の部合計	17,713,574,469	17,420,653,605	292,920,864
負債及び純資産の部合計	20,463,258,199	19,924,127,470	539,130,729

## 事業計画及びこれに伴う予算書

## 事業計画

## ○ 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和4年度	鹿児島国際大学 看護学部新棟新築工事 設計監理費	鉄骨造地上4階建て 3100㎡	令和3年8月30日 着工 令和5年2月28日 完成予定	法人本部 看護学部専用
	鹿児島国際大学 看護学部既存校舎改修工事 設計監理費	鉄筋コンクリート造地上4階建て 3458.10㎡	令和4年1月4日 着工 令和6年9月30日 完成予定	法人本部 看護学部専用 鹿児島国際大学 看護学部専用
	鹿児島国際大学 看護学部新棟新築工事	鉄骨造地上4階建て 3063.22㎡ (外構工事含む)	令和4年1月15日 着工 令和5年2月28日 完成予定	法人本部 看護学部専用
	鹿児島国際大学 看護学部既存校舎改修工事(R4年度工事)	鉄筋コンクリート造地上4階建て 1階の一部、2階の一部 584.70㎡	令和5年1月6日 着工 令和5年3月29日 完成予定	法人本部 看護学部専用
	鹿児島国際大学 看護学部ネットワーク配線等工事(R4年度工事)	新棟:鉄骨造地上4階建て 1~4階部分 既存校舎:鉄筋コンクリート造地上4階建て 1階部分	令和4年7月1日 着工 令和5年3月31日 完成予定	法人本部 看護学部専用
	鹿児島国際大学 看護学部設置に係る図書の購入	図書 4,280冊 視聴覚資料 98点	令和4年4月~ 令和7年3月 支払予定	法人本部 看護学部専用 鹿児島国際大学 看護学部専用
	鹿児島国際大学 看護学部設置に係る図書の購入	図書 1,068冊	令和4年4月~ 令和5年3月 支払予定	法人本部 看護学部専用
	鹿児島国際大学 看護学部設置に係る教具・校具の購入	教具 1,805点 校具 1,453点	令和4年4月~ 令和7年3月 支払予定	法人本部 看護学部専用 鹿児島国際大学 看護学部専用
	鹿児島国際大学 看護学部設置に係る教具・校具の購入	教具 704点 校具 1,346点	令和4年4月~ 令和5年3月 支払予定	法人本部 看護学部専用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和4年度	鹿児島国際大学 看護学部設置に係る教具の購入	教具(ネットワーク機器)一式	令和4年4月～ 令和7年3月 支払予定	法人本部 看護学部専用 鹿児島国際大学 看護学部専用
	鹿児島国際大学 看護学部設置に係る教具の購入	教具(サーバー等機器)一式	令和4年4月～ 令和5年3月 支払予定	法人本部 看護学部専用
	鹿児島国際大学 第二受電所更新工事	キュービクル1基	令和5年2月1日 着工 令和5年3月15日 完成予定	鹿児島国際大学 全学部共用
	鹿児島高等学校 新館6階トイレ改修工事	男女トイレ 合計約50㎡	令和4年7月26日 着工 令和4年8月18日 完成予定	鹿児島高等学校 専用
	鹿児島高等学校 インターネット接続機器の更新	ファイアウォールの二重化 URLフィルタリングサーバー強化	令和4年8月 更新予定	鹿児島高等学校 専用
	鹿児島高等学校 校務システムの更新	教務学籍管理・入試システムの更新 サーバー機器等の更新	令和4年12月 更新予定	鹿児島高等学校 専用
	鹿児島修学館 校舎4階トイレ改修工事	男女トイレ 合計約40㎡	令和4年7月28日 着工 令和4年8月25日 完成予定	鹿児島修学館 中学高校共用
	鹿児島幼稚園 幼児用普通便座交換工事	普通便座14個	令和4年8月1日 着工 令和4年8月5日 完成予定	鹿児島幼稚園 専用
令和5年度	鹿児島国際大学 看護学部既存校舎改修工事(R5年度工事)	鉄筋コンクリート造地上4階建て 1階の一部、3階の一部、4階の一部 732.80㎡	令和5年8月1日 着工 令和5年9月30日 完成予定	鹿児島国際大学 看護学部専用
	鹿児島国際大学 看護学部ネットワーク配線等工事(R5年度工事)	既存校舎:鉄筋コンクリート造地上4階建て 2階部分	令和5年7月1日 着工 令和6年3月31日 完成予定	鹿児島国際大学 看護学部専用
	鹿児島国際大学 411・421教室天井照明器具更新	約450㎡×2部屋	令和5年8月1日 着工 令和5年8月31日 完成予定	鹿児島国際大学 全学部共用
	鹿児島国際大学 学内ネットワークの基盤更新	建物間光ケーブル10GBへ増設 中継機器等の更新ほか	令和5年9月 更新予定	鹿児島国際大学 全学部共用
	鹿児島高等学校 新館5階トイレ改修工事	男女トイレ 合計約50㎡	令和5年7月26日 着工 令和5年8月18日 完成予定	鹿児島高等学校 専用
	鹿児島修学館 校舎2階5階トイレ改修工事	男女トイレ 約40㎡×2か所	令和5年7月28日 着工 令和5年8月25日 完成予定	鹿児島修学館 中学高校共用
令和6年度	鹿児島国際大学 看護学部既存校舎改修工事(R6年度工事)	鉄筋コンクリート造地上4階建て 2階の一部、3階の一部、4階の一部 1184.50㎡	令和6年8月1日 着工 令和6年9月30日 完成予定	鹿児島国際大学 看護学部専用
	鹿児島国際大学 看護学部ネットワーク配線等工事(R6年度工事)	既存校舎:鉄筋コンクリート造地上4階建て 3階4階部分	令和6年7月1日 着工 令和7年3月31日 完成予定	鹿児島国際大学 看護学部専用
	鹿児島国際大学 本館解体及び周辺整備工事	本館約3200㎡ アスベスト除去費含む	令和6年9月1日 着工 令和7年3月15日 完成予定	鹿児島国際大学 全学部共用
	鹿児島高等学校 新館4階トイレ改修工事	男女トイレ 合計約50㎡	令和6年7月26日 着工 令和6年8月18日 完成予定	鹿児島高等学校 専用
	鹿児島修学館 校舎1階3階トイレ改修工事	男女トイレ 約40㎡×2か所	令和6年7月28日 着工 令和6年8月25日 完成予定	鹿児島修学館 中学高校共用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和7年度	城西キャンパス 受電設備更新工事	キュービクル一式	令和7年8月1日 着工 令和7年8月31日 完成予定	法人本部 専用
	鹿児島国際大学 8号館屋上及び外壁改修工事	屋上防水約2500㎡ 外壁シーリング打替 等	令和7年8月1日 着工 令和7年10月31日 完成予定	鹿児島国際大学 国際文化学部・福祉社会学部共用
	鹿児島高等学校 新館3階トイレ改修工事	男女トイレ 合計約50㎡	令和7年7月26日 着工 令和7年8月18日 完成予定	鹿児島高等学校 専用
	鹿児島修学館 体育館トイレ改修工事	男女トイレ 合計約55㎡	令和7年7月28日 着工 令和7年8月31日 完成予定	鹿児島修学館 中学高校共用
令和8年度	城西キャンパス 受水槽更新工事	受水槽一式	令和8年8月1日 着工 令和8年8月31日 完成予定	法人本部 専用
	鹿児島国際大学 2号館屋上及び外壁改修工事	屋上防水約900㎡ 外壁シーリング打替 等	令和8年8月1日 着工 令和8年9月30日 完成予定	鹿児島国際大学 全学部共用
	鹿児島高等学校 新館2階トイレ改修工事	男女トイレ 合計約50㎡	令和8年7月26日 着工 令和8年8月18日 完成予定	鹿児島高等学校 専用
	鹿児島修学館 正門門扉取替等工事	門扉一式 周辺床タイル貼替約300㎡	令和8年8月1日 着工 令和8年8月31日 完成予定	鹿児島修学館 中学高校共用

## 資金収支予算決算総括表

(収入の部) (単位 千円)

科目	年度	開設年度 令和5年度	令和6年度	令和7年度	完成年度 令和8年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		140,800	261,600	382,400	503,200
手数料収入		6,450	6,450	6,450	6,450
寄付金収入		0	0	0	0
補助金収入		16,000	32,000	48,000	64,000
資産売却収入		0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		0	0	0	0
受取利息・配当金収入		0	0	0	0
雑収入		0	0	0	9,516
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		47,950	53,990	72,110	90,230
その他の収入		0	0	0	0
資金収入調整勘定		0	△ 47,950	△ 53,990	△ 81,626
前年度繰越支払資金		0	711	1,218	2,861
収入の部合計		211,200	306,801	456,188	594,631

(支出の部) (単位 千円)

科目	年度	開設年度 令和5年度	令和6年度	令和7年度	完成年度 令和8年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		298,353	313,201	313,305	328,504
教育研究経費支出		129,184	139,182	144,455	150,050
管理経費支出		6,521	11,996	17,096	22,446
借入金等利息支出	}	3,582	3,200	3,111	2,934
借入金等返済支出		0	0	22,260	22,220
施設関係支出		45,540	52,790	0	0
設備関係支出		75,309	33,214	5,100	5,100
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		0	0	0	0
[ 予備費 ]		0	0	0	0
資金支出調整勘定		0	0	0	△ 13,855
本部勘定		△ 348,000	△ 248,000	△ 52,000	73,000
翌年度繰越支払資金		711	1,218	2,861	4,232
支出の部合計		211,200	306,801	456,188	594,631

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科目	年度	開設年度 令和5年度	令和6年度	令和7年度	完成年度 令和8年度	
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分	
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	140,800	261,600	382,400	503,200
		手数料	6,450	6,450	6,450	6,450
		寄付金	0	0	0	0
		経常費等補助金	16,000	32,000	48,000	64,000
		付随事業収入	0	0	0	0
		雑収入	0	0	0	9,516
		教育活動収入計	163,250	300,050	436,850	583,166
	支出	人件費	313,680	324,652	320,924	323,637
		教育研究経費	168,520	186,537	195,869	201,834
		管理経費	7,071	13,096	18,746	24,646
徴収不能額等		0	0	0	0	
教育活動支出計	489,271	524,285	535,539	550,117		
教育活動収支差額	△ 326,021	△ 224,235	△ 98,689	33,049		
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	0	0	0	0
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0
		教育活動外収入計	0	0	0	0
	支出	借入金等利息	3,582	3,200	3,111	2,934
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
		教育活動外支出計	3,582	3,200	3,111	2,934
教育活動外収支差額	△ 3,582	△ 3,200	△ 3,111	△ 2,934		
経常収支差額	△ 329,603	△ 227,435	△ 101,800	30,115		
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0
		その他の特別収入	0	0	0	0
		特別収入計	0	0	0	0
	支出	資産処分差額	0	0	0	0
		その他の特別支出	0	0	0	0
特別支出計	0	0	0	0		
特別収支差額	0	0	0	0		
[ 予備費 ]	0	0	0	0		
基本金組入前当年度収支差額	△ 329,603	△ 227,435	△ 101,800	30,115		
基本金組入額合計	△ 120,849	△ 86,004	△ 27,360	△ 27,320		
当年度収支差額	△ 450,452	△ 313,439	△ 129,160	2,795		
前年度繰越収支差額	0	△ 450,452	△ 763,891	△ 893,051		
基本金取崩額	0	0	0	0		
翌年度繰越収支差額	△ 450,452	△ 763,891	△ 893,051	△ 890,256		

(参考)

事業活動収入計	163,250	300,050	436,850	583,166
事業活動支出計	492,853	527,485	538,650	553,051